

図 1

単位mm

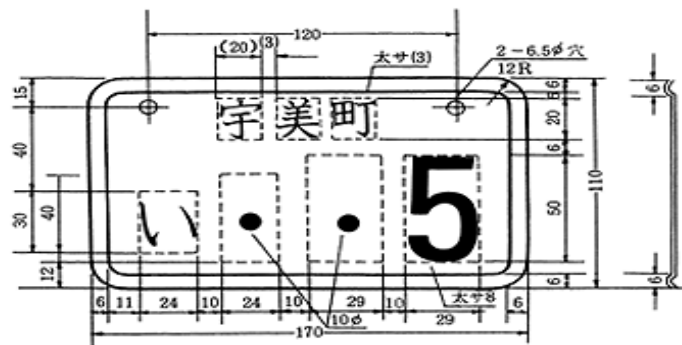


図 2

単位mm

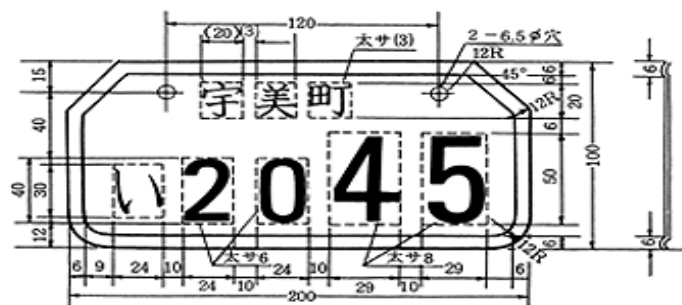
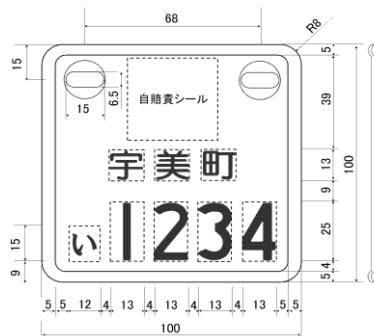


図 3

単位 mm



備考

1 車両番号は、図示の例により、上段に市町村名を、下段に、原則としてひらがな文字(お、し、へ、ゐ、ゑ、んを除く)及び4ケタ又は3ケタの数字をもつて表示すること。ただし、上位のケタの数字が有効数字でない場合は、直径10mmの点で表示すること。

2 この図のなかのかっこを付けた数値は、参考のために示すこと。

3 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし車両番号は、浮出とする。この場合において、金属、及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものであること。

4 標識の地の塗色は、次によること。

- (イ) 町税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては白色
- (ロ) 町税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては薄黄色
- (ハ) 町税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色
- (ニ) 町税条例第82条第1号エの原動機付自転車にあつては薄青色
- (ホ) 町税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては薄緑色

5 標識の文字の塗色は、次によること。

- (イ) 軽自動車税が課される原動機付自転車及び、小型特殊自動車にあつては、濃紺色
- (ロ) 軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色